

佐賀県ヨットハーバー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

佐賀県知事職務代理者

佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

佐賀県規則第93号

佐賀県ヨットハーバー条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県ヨットハーバー条例施行規則（平成24年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(申請の方法)</p> <p>第2条 条例第6条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(休場日)</p> <p>第4条 条例第6条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうちヨットハーバーの休場日は、12月29日から翌年の1月3日までを除き、設けないものとする。</p> <p>2 略</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第7条 条例第4条第1号又は第2号の規定に該当する場合は、当該使用料の2分の1に相当する額を減額する。</p> <p><u>2 条例第4条第3号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(申請の方法)</p> <p>第2条 条例第3条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(休場日)</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうちヨットハーバーの休場日は、12月29日から翌年の1月3日までを除き、設けないものとする。</p> <p>2 略</p> <p><u>(利用料金の承認申請)</u></p> <p>第7条 <u>指定管理者は、条例第4条第3項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（様式）を知事に提出しなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第8条 条例第5条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>第9条 略</u></p>	<p><u>第8条 略</u></p>

様式第2号を削り、様式第1号を次のように改める。

様式（第7条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

指定管理者 所在地

名称

代表者

印

佐賀県ヨットハーバー条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 ヨットハーバーの維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定年月日

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。